

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 雑則（<u>第二十七条</u>—<u>第三十条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（免許の申請手続）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 令第一条に規定する厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 調理師法（昭和三十三年法律第四百十七号。以下「法」という。） <u>第三条各号</u>の一に該当する者であることを証する書類</p> <p>二・三（略）</p> <p>（施設又は営業の指定）</p> <p>第四条 <u>法第三条第二号</u>、<u>法第五条の二</u>第一項及び<u>法第八条の二</u>に規定する厚生労働省令で定める施設又は営業は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（指定の申請）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 雑則（<u>第二十六条の二</u>—<u>第三十条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（免許の申請手続）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 令第一条に規定する厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 調理師法（昭和三十三年法律第四百十七号。以下「法」という。） <u>第三条第一項各号</u>の一に該当する者であることを証する書類</p> <p>二・三（略）</p> <p>（施設又は営業の指定）</p> <p>第四条 <u>法第三条第一項第二号</u>、<u>法第五条の二</u>第一項及び<u>法第八条の二</u>に規定する厚生労働省令で定める施設又は営業は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（指定の申請）</p>

第五条 法第三条第一号に規定する指定を受けようとする調理師養成施設の設立者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、調理師養成施設の長、教員の履歴書及び第十一号に掲げる飲食店等における実習を承諾する旨の当該飲食店等の営業者の承諾書を添えて、これを調理師養成施設を設立しようとする日の四か月前までに、都道府県知事に提出しなければならない。

一〇十三 (略)

(令第一条の二の厚生労働省令で定める事項)

第七条 令第一条の二の厚生労働省令で定める事項は、第五条第五号及び第八号(修業期間及び教科課程に限る。)に掲げる事項とする。

(変更の承認の申請)

第八条 令第一条の二の承認の申請は、指定養成施設の名称及び所在地、承認を受けようとする事項又は事由、変更の予定年月日、変更の理由並びに次の表の上欄に掲げる事項又は事由の区分に従いそれぞれ同表の当該下欄に掲げる事項を記載した申請書を、変更しようとする二か月前(第五条第五号に掲げる事項(教科課程ごとの生徒の定員に限る。))を変更しようとする場合は、四か月前)までに、都道府県知事に提出することによつて行わなければならない。

承認を受けようとする事項又は事由	記載事項
(略)	(略)

第五条 法第三条第一項第一号に規定する指定を受けようとする調理師養成施設の設立者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、調理師養成施設の長、教員の履歴書及び第十一号に掲げる飲食店等における実習を承諾する旨の当該飲食店等の営業者の承諾書を添えて、これを調理師養成施設を設立しようとする日の四か月前までに、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一〇十三 (略)

(令第一条の三第一項の厚生労働省令で定める事項)

第七条 令第一条の三第一項の厚生労働省令で定める事項は、第五条第五号及び第八号(修業期間及び教科課程に限る。)に掲げる事項とする。

(変更の承認の申請)

第八条 令第一条の三第一項の承認の申請は、指定養成施設の名称及び所在地、承認を受けようとする事項又は事由、変更の予定年月日、変更の理由並びに次の表の上欄に掲げる事項又は事由の区分に従いそれぞれ同表の当該下欄に掲げる事項を記載した申請書を、変更しようとする二か月前(第五条第五号に掲げる事項(教科課程ごとの生徒の定員に限る。))を変更しようとする場合は、四か月前)までに、厚生労働大臣に提出することによつて行わなければならない。

承認を受けようとする事項又は事由	記載事項
(略)	(略)

(略)	(略)
(略)	(略)

(変更等の届出)

第九条 令第一条の四の厚生労働省令で定める事項は、第五条第一号に掲げる事項及び設立者の住所又は氏名（法人又は団体にあつては、名称又は主たる事務所の所在地）とする。

2 令第一条の四の規定による届出は、その旨（指定養成施設を廃止したときにあつては、その旨、廃止の理由、廃止年月日及び在所中の生徒の処置）を記載した届書を提出することによつて行わなければならない。

(報告の徴収及び指示)

第十条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、指定養成施設の設立者に対して、必要な報告を求めることができる。

2 都道府県知事は、指定養成施設の教育方法、施設その他の内容が適当でないと認めるときは、その設立者に対して必要な指示をすることができる。

(指定の取消)

第十一条 都道府県知事は、指定養成施設が第六条の規定による基準に適合しなくなつたと認めるとき、並びに指定養成施設の設立者が令第一条の二の規定に違反したとき、又は前条第二項の規定による指示に従わないときは、その指定を取り消すことができる。

(略)	(略)
(略)	(略)

(変更等の届出)

第九条 令第一条の五の厚生労働省令で定める事項は、第五条第一号に掲げる事項及び設立者の住所又は氏名（法人又は団体にあつては、名称又は主たる事務所の所在地）とする。

2 令第一条の五の規定による届出は、その旨（指定養成施設を廃止したときにあつては、その旨、廃止の理由、廃止年月日及び在所中の生徒の処置）を記載した届書を提出することによつて行わなければならない。

(報告の徴収及び指示)

第十条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、指定養成施設の設立者に対して、必要な報告を求めることができる。

2 厚生労働大臣は、指定養成施設の教育方法、施設その他の内容が適当でないと認めるときは、その設立者に対して必要な指示をすることができる。

(指定の取消)

第十一条 厚生労働大臣は、指定養成施設が第六条の規定による基準に適合しなくなつたと認めるとき、並びに指定養成施設の設立者が令第一条の三第一項の規定に違反したとき、又は前条第二項の規定による指示に従わないときは、その指定を取り消すことができる。

(削る)

附則

3 (国民学校の高等科を修了した者と同等以上の学力があると認められる者)

3 法附則第三項の規定により旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百十八号）による国民学校の高等科を修了した者又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終った者と同等以上の学力があると認められる者は、次のとおりとする。

(権限の委任)

附則

3 (国民学校の高等科を修了した者と同等以上の学力があると認められる者)

第二十六条の二 法第九条の二第一項及び令第十九条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

一 法第三条第一項第一号に規定する権限

二 令第一条の三第一項に規定する権限

三 令第一条の四及び第一条の五に規定する権限

2 法第九条の二第二項及び令第十九条第二項の規定により、前項に規定する権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。

3 次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第二号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一 第十条第一項及び第二項に規定する権限

二 第十一条に規定する権限

3 法附則第三項の規定により旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百十八号）による国民学校の高等科を修了した者又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終った者と同等以上の学力があると認められる者は、次のとおりとする。

一〇六 (略)

七 前各号に掲げる者のほか、都道府県知事において指定養成施設の入
学に関し国民学校の高等科を終了した者又は中等学校の二年の課程を
終った者とおおむね同等の学力を有すると認定した者

一〇六 (略)

七 前各号に掲げる者のほか、厚生労働大臣において指定養成施設の入
学に関し国民学校の高等科を終了した者又は中等学校の二年の課程を
終った者とおおむね同等の学力を有すると認定した者